

附属書二 品目別規則

1 この附属書に定める品目別規則及び附属書三の付録の規定の適用上、

(a) 「LVC四十パーセント」とは、第二十七条に定める計算式を用いて算定する産品の原産資格割合が四十パーセント以上であつて、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。

注釈 この附属書の規定の適用上、第二十七条2(a)の規定を適用する。

(b) 「CC」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて二桁^{けた}番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(c) 「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて四桁^{けた}番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(d) 「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生

産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて六桁番号の水^{けた}準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(e) 「WO」とは、第二十五条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。

2 この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

3 第二十八条1(b)の規定の適用上、次の規定を適用する。

(a) 統一システムの第〇九〇一・二二号、第〇九〇一・二二号、第一八〇三・一〇号、第一八〇三・二〇号及び第一八〇五・〇〇号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のFOBの十パーセント以下の

場合

(b) 統一システムの第二一〇三・九〇号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のFOBの七パーセント以

下の場合

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）	第五類	第四類	第三類	第二類	第一類	第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）	関税率表番号	品名	品目別規則	
	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	動物	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	肉及び食用のくず肉					動物（生きているものに限る。）
	CC	CC	CC	CC（第一類からの変更を除く。）	CC					

					第八類	第七類	第六類
				〇八・〇一			
	〇八〇一・一九	〇八〇一・一一					
ブラジルナット	その他のもの	乾燥したもの	ココヤシの実	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット (生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻 又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメ ロンの皮	食用の野菜、根及び塊茎	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他 これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
	C C	C C				C C	C C

〇八・〇四	〇八・〇三	〇八・〇二					
	〇八〇三・〇〇		〇八〇一・三三二	〇八〇一・三三一		〇八〇一・二二二	〇八〇一・二二一
なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	殻を除いたもの	殻付きのもの	カシューナット	殻を除いたもの	殻付きのもの
CC	CC	CC	CTSH	CC		CC	CC

〇八・一一	〇八・一〇	〇八・〇九	〇八・〇八	〇八・〇七	〇八・〇六	〇八・〇五
冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限り、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	その他の果実（生鮮のものに限る。）	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	パイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、）	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、）
CC	CC	CC	CC	CC	CC	CC

	第九類			
〇九・〇一		〇八・一四	〇八・一三	〇八・一二
		〇八一四・〇〇		
コーヒ―（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒ―豆の殻	コーヒ―、茶、マテ及び香辛料	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナツト又は乾燥果実を混合したもの	一時的な保存に適する処理をした果実及びナツト（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
C C		C C	C C	C C

○九・〇九	○九・〇八	○九・〇七	○九・〇六	○九・〇五	○九・〇四	○九・〇三	○九・〇二	
		○九〇七・〇〇		○九〇五・〇〇		○九〇三・〇〇		
アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	丁子（果実、花及び花梗 <small>ヒコ</small> に限る。）	けい皮及びシンナモンツリーの花	バニラ豆	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	マテ	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）
C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C	

第一〇類								
							〇九・一〇	
	〇九一〇・九九	〇九一〇・九一		〇九一〇・三〇	〇九一〇・二〇	〇九一〇・一〇		
穀物	その他のもの	この類の注1(b)の混合物	その他の香辛料	うこん	サフラン	しょうが	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー
CC	CTSH(カレーに限る。)	CC		CC	CC	CC		
	CC(カレーを除く。)							

							第一類
一一・〇六	一一・〇五	一一・〇四	一一・〇三	一一・〇二	一一・〇一	一一〇一・〇〇	
乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）	ト ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	小麦粉及びメスリン粉		穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
	を 除 く。 ） C C （第七類からの変更	C C	C C	C C	C C		

第一二類							
	一一・〇九	一一・〇八	一一・〇七				
	一一〇九・〇〇			一一〇六・三〇	一一〇六・二〇	一一〇六・一〇	
採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	でん粉及びイヌリン	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	第八類の物品のもの	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	乾燥した豆（第〇七・二三項のものに限る。）のもの	ゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
CC	CC	CC	CC	CC（第八類からの変更を除く。）	CC（第七類からの変更を除く。）	CC	

			第一五類	第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）	第一四類	第二三類	
一五・〇三	一五・〇二	一五・〇一					
一五〇三・〇〇	一五〇二・〇〇	一五〇一・〇〇					
ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
C C	C C	C C			C C	C C	

	一五・〇七	一五・〇六	一五・〇五	一五・〇四	
一五〇七・一〇		一五〇六・〇〇	一五〇五・〇〇		
粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）
C C		C C	C C	C C	

一五・一一	一五・一〇	一五〇九・九〇	一五〇九・一〇	一五・〇九	一五・〇八	一五〇七・九〇
パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をして	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	バージン油	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの
	CC	CTSH	CC		CC	CTSH

		一五・一三		一五・一二		
一五二三・一一				一五二一・九〇	一五二一・一〇	
粗油	やし（コプラ）油及びその分別物	やし（コプラ）油、パーム核油及びバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	粗油	ないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
CC				CTSH	CC	

	一五・一五	一五・一四				
			一五二三・二九	一五二三・二一		一五二三・一九
亜麻仁油及びその分別物	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	粗油	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物	その他のもの
		C C	C T S H	C C		C T S H

一五・一六								
	一五二五・九〇	一五二五・五〇	一五二五・三〇	一五二五・二九	一五二五・二一		一五二五・一九	一五二五・一一
動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又	その他のもの	ごま油及びその分別物	ひまし油及びその分別物	その他のもの	粗油	とうもろこし油及びその分別物	その他のもの	粗油
C T H	物を除く。） C C（桐油 ^{とう} 及びその分別物に限る。） C T S H（桐油 ^{とう} 及びその分別物に限る。）	C C	C T S H	C C	C C		C C	C C

一五・二〇	一五・一八	一五・一七	
一五二〇・〇〇	一五二八・〇〇		
グリセリン（粗のものに限る。） 、グリセリン水及 他の項に該当するものを除く。）	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポイル油 化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不 活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加 工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のも のを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植 物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物 及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、 他の項に該当するものを除く。）	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物 性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及 び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一 六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、 リエステル化し又はエライジン化したものに限るも のとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製 したものを除く。）
C T H	C T H	C T H	

		第一六類	第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）			
一六・〇二	一六・〇一			一五・二二	一五・二二	
	一六〇一・〇〇			一五二二・〇〇		
くず肉及び血 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、	ソーセイジその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	びグリセリン廃液
	からの変更を除く。）			C T H	C T H	

一六〇二・四一		一六〇二・三九	一六〇二・三二	一六〇二・三一		一六〇二・二〇	一六〇二・一〇
もも肉及びこれを分割したもの	豚のもの	その他のもの	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの	七面鳥のもの	第〇一・〇五項の家きんのもの	動物の肝臓のもの	均質調製品
ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）		ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）		ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）

	一六・〇四	一六・〇三				
		一六〇三・〇〇	一六〇二・九〇	一六〇二・五〇	一六〇二・四九	一六〇二・四二
魚（全形のもの及び断片状のものに限るものと用物	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	牛のもの	その他のもの（混合物を含む。）	肩肉及びこれを分割したもの
		CC	CC	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）

一六〇四・一六	一六〇四・一五	一六〇四・一四	一六〇四・一三	一六〇四・一二	一六〇四・一一	
かたくちいわし	さば	お まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつ	いわし	にしん	さけ	し、細かく切り刻んだものを除く。）
を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	

				一六・〇五			
一六〇五・四〇	一六〇五・三〇	一六〇五・二〇	一六〇五・一〇		一六〇四・三〇	一六〇四・二〇	一六〇四・一九
その他の甲殻類	ロブスター	シュリンプ及びプローン	かに	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	キャビア及びその代用物	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他のもの
CC	CC（第三類からの変更を除く。）	CC	CC（第三類からの変更を除く。）		CC	CC（第三類からの変更を除く。）	CC（第三類からの変更を除く。）

				第一七類	
			一七・〇二	一七・〇一	
一七〇二・一一					一六〇五・九〇
無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	乳糖及び乳糖水	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	糖類及び砂糖菓子
CC（第四類からの変更を除く。）				CC（第一二類からの変更を除く。）	CC（第三類からの変更を除く。）

	一七〇二・五〇	一七〇二・四〇	一七〇二・三〇	一七〇二・二〇	一七〇二・一九
<p>その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）</p>	<p>果糖（化学的に純粋なものに限る。）</p>	<p>ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）</p>	<p>ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）</p>	<p>かえで糖及びかえで糖水</p>	<p>その他のもの</p>
<p>CC（第一二類又は第一二類からの変更を除く。）</p>	<p>CC（第一二類又は第一二類からの変更を除く。）</p>	<p>CC</p>	<p>CC</p>	<p>CC</p>	<p>CC（第四類からの変更を除く。）</p>

	第一九類	第一八類			
	一九・〇一		一七・〇四	一七・〇三	一七〇二・九〇
	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	ココア及びその調製品	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）
	CC	CC	CC	CC（第一二類からの変更を除く。）	CC

一九・〇四	一九・〇三	一九・〇二	
	一九〇三・〇〇		
穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びそ	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	スパゲツテイ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
CC	CC（第一一類からの変更を除く。）	CC	

					一九・〇五
一九〇五・三一		一九〇五・二〇	一九〇五・一〇		
スイートビスケット	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	クリスプブレッド	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）
CC		CC（第一類からの変更を除く。）	CC（第一類からの変更を除く。）		

			第二〇類			
二〇・〇三	二〇・〇二	二〇・〇一		一九〇五・九〇	一九〇五・四〇	一九〇五・三二
調製し又は保存に適する処理をしたもの及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	その他のもの	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	ワッフル及びウエハー
CC（第七類からの変更を除く。）	CC（第七類からの変更を除く。）	CC（第七類又は第八類からの変更を除く。）		CC（第一類からの変更を除く。）	CC（第一類からの変更を除く。）	CC

	二〇・〇四			
	二〇・〇五			
	二〇・〇六	二〇〇六・〇〇		
二〇・〇七			調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸によ り調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二 〇・〇六項の物品を除く。)	CC (第七類からの変更 を除く。)
			調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸 により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び 第二〇・〇六項の物品を除く。)	CC (第七類からの変更 を除く。)
			砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その 他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの 及びクリスタライズしたものに限る。)	CC (第七類又は第八類 からの変更を除く。)
			ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又は ナットのピューレー及び果実又はナットのペースト (加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂 糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わな い。)	

	二〇・〇八				
		二〇〇七・九九	二〇〇七・九一		二〇〇七・一〇
ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	その他のもの	かんきつ類の果実	その他のもの	均質調製果実
		CC（第七類又は第八類からの変更を除く。）	CC（第八類からの変更を除く。）		CC（第八類からの変更を除く。）

二〇〇八・六〇	二〇〇八・五〇	二〇〇八・四〇	二〇〇八・三〇	二〇〇八・二〇	二〇〇八・一九	二〇〇八・一一
さくらんぼ	あんず	なし	かんきつ類の果実	パイナップル	その他のもの（混合したものを含む。）	落花生
ＣＣ（第八類からの変更	を除外。） ＣＣ（第八類からの変更	を除外。） ＣＣ（第八類からの変更	を除外。） ＣＣ（第八類からの変更	を除外。） ＣＣ（第八類からの変更	を除外。） ＣＣ（第八類からの変更	更を除外。） ＣＣ（第一二類からの変

二〇〇八・九九	二〇〇八・九二	二〇〇八・九一		二〇〇八・八〇	二〇〇八・七〇	
その他のもの	混合したもの	パームハート	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	ストロベリー	桃（ネクタリンを含む。）	
ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）		ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	を除く。）

	二〇〇九・五〇	二〇〇九・四九	二〇〇九・四一		二〇〇九・三九	二〇〇九・三一	
ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）	トマトジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	パイナップルジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）
	を 除く。 C C（第七類からの変更）	を 除く。 C C（第八類からの変更）	を 除く。 C C（第八類からの変更）		C C	C C	

	第二類							
二二・〇一								
		二〇〇九・九〇	二〇〇九・八〇	二〇〇九・七九	二〇〇九・七一		二〇〇九・六九	二〇〇九・六一
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、	各種の調製食料品	混合ジュース	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	りんごジュース	その他のもの	ブリックス値が三〇以下のもの
		からの変更を除く。）	CC（第七類又は第八類	CC	CC		CC	CC

二二〇一・三〇	二二〇一・二〇	二二〇一・一二	二二〇一・一一		
物 チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	エキス、エッセンス及び濃縮物	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
九類からの変更を除く。）	CC	CC	CC		
CC（第一〇類又は第一					

二二・〇四					二二・〇三	二二・〇二
	二二〇三・九〇	二二〇三・三〇	二二〇三・二〇	二二〇三・一〇		
スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及	その他のもの	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	トマトケチャップその他のトマトソース	醤油 <small>しやうゆ</small>	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー
CC	CC	CC	CC（第七類又は第二〇類からの変更を除く。）	CC		CC

		第二類					
二二・〇二	二二・〇一		二二〇六・九〇	二二〇六・一〇	二二・〇六	二二・〇五	
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他の	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	飲料、アルコール及び食酢	その他のもの	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	び均質混合調製食料品
	CC		LVC四十パーセント	CC		CC	

二二一・〇六	二二一・〇五	二二一・〇四	二二一・〇三			
二二二〇六・〇〇			二二二〇三・〇〇	二二二〇二・九〇	二二二〇二・一〇	
その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	ビール	その他のもの	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	アルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）
CC	CC	CC	CTH	LVC四十パーセント	CC	

				二二一・〇七	
			二二一・〇八		
二二〇八・四〇	二二〇八・三〇	二二〇八・二〇			
ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製	ウイスキー	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た 蒸留酒	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）
LVC四十パーセント又	は、 CC LVC四十パーセント又	は、 CC LVC四十パーセント又		CC	

二二〇八・九〇	二二〇八・七〇	二二〇八・六〇	二二〇八・五〇	
その他のもの	リキュール及びコーディアル	ウォッカ	ジン及びジュネヴァ	品から得た蒸留酒
類からの変更を除く。） CC（第八類又は第二〇 理用酒（みりん）に限る。） びCTH（合成清酒又は料 LV C四十パーセント及	は、 CC LV C四十パーセント又	は、 CC LV C四十パーセント又	は、 CC LV C四十パーセント又	は、 CC

	第三類		
二三・〇一		二三・〇九	
		二三〇九・〇〇	
肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	飼料 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。） C T H（第二二・〇七項からの変更を除く。）（合成清酒又は料理用酒（みりん）及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものを除く。）
C T H		C C	

					第二四類			
二四・〇二				二四・〇一		二三・〇九		二三・〇七
	二四〇一・三〇	二四〇一・二〇	二四〇一・一〇				二三〇八・〇〇	二三〇七・〇〇
葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ	くずたばこ	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	たばこ及び製造たばこ代用品	飼料用に供する種類の調製品	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	ぶどう酒かす及びアーゴル
CTH	CTSH	CC	CC			LVC四十パーセント	CTH	CTH

				第二五類			
	二五・〇三	二五・〇二	二五・〇一			二四・〇三	
	二五〇三・〇〇	二五〇二・〇〇	二五〇一・〇〇				
	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント	第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）
	CC	CC	CC			CTH	

二五・〇九	二五・〇八	二五・〇七	二五・〇六	二五・〇五	二五・〇四	
二五〇九・〇〇		二五〇七・〇〇				
白亜	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナース	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	天然黒鉛	
C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C

				二五・一七
	二五・一七・三〇	二五・一七・二〇		
第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、	タールマカダム	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五・一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	
	C C	C C		

二五・二〇	二五・一九	二五・一八	二五二七・四九	二五二七・四一	
天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いた	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	その他のもの	大理石のもの	破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
	C C	C C	C C	C C	

			二五・二五	二五・二四	二五・二二			
二五二五・三〇	二五二五・二〇	二五二五・一〇			二五二二・〇〇	二五二〇・二〇	二五二〇・一〇	
くず	粉	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	石綿	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	プラスター	天然石膏及び天然無水石膏	もの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）
W O	C C	C C		C C	C C	C T S H	C C	

	第二六類				
二六・〇一		二五・三〇	二五・二九	二五・二八	二五・二六
鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）	鉱石、スラグ及び灰	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	長石、白榴石 ^{りゆう} 、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク
CC		CC	CC	CC	CC

二六・一〇	二六・〇九	二六・〇八	二六・〇七	二六・〇六	二六・〇五	二六・〇四	二六・〇三	二六・〇二
二六一〇・〇〇	二六〇九・〇〇	二六〇八・〇〇	二六〇七・〇〇	二六〇六・〇〇	二六〇五・〇〇	二六〇四・〇〇	二六〇三・〇〇	二六〇二・〇〇
クロム鉱（精鉱を含む。）	すず鉱（精鉱を含む。）	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	鉛鉱（精鉱を含む。）	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	コバルト鉱（精鉱を含む。）	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	銅鉱（精鉱を含む。）	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上のものに限る。）
C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C

二六・一九	二六・一八	二六・一七	二六・一六	二六・一五	二六・一四	二六・一三	二六・一二	二六・一一
二六一九・〇〇	二六一八・〇〇				二六一四・〇〇			二六一一・〇〇
スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケール	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	その他の鉍（精鉍を含む。）	貴金属鉍（精鉍を含む。）	ニオブ鉍、タンタル鉍、バナジウム鉍及びジルコニウム鉍（精鉍を含む。）	チタン鉍（精鉍を含む。）	モリブデン鉍（精鉍を含む。）	ウラン鉍及びトリウム鉍（精鉍を含む。）	タングステン鉍（精鉍を含む。）
W O	W O	C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C

			第二七類			
二七・〇三	二七・〇二	二七・〇一		二六・二二	二六・二〇	
二七〇三・〇〇						
泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させて	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）	その他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
C C	C C	C C		W O	W O	

二七・一〇	二七・〇九	二七・〇六	二七・〇五	二七・〇四	
	二七〇九・〇〇	二七〇六・〇〇	二七〇五・〇〇	二七〇四・〇〇	
石油及び歴青油（原油を除く。）（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成	石油及び歴青油（原油に限る。）	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の 鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水し てあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いて あるかないかを問わない。）	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類 するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除 く。）	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭か ら製造したものに限るものとし、凝結させてあるか ないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	あるかないかを問わない。）
	C C	C C	C C	C C	

				二七・一一				
二七一一・二一		二七一一・一一			二七二〇・九九	二七二〇・九一		
天然ガス	ガス状のもの	天然ガス	液化したもの	石油ガスその他のガス状炭化水素	その他のもの	ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 又はポリ臭化ビフェニル (PBB) を含むもの	廃油	すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 並びに廃油
CC		CC			WO	WO		

					第二八類	第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）
二八・四四				二八・〇四		
	二八〇四・六九	二八〇四・六一				
放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む）	その他のもの	けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	けい素	水素、希ガスその他の非金属元素	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又				

二八四四・四〇	二八四四・三〇	二八四四・二〇	二八四四・一〇	
放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスプレイション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスプレイション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスプレイション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物
C T S H	C T S H	C T S H	C C	

			第二九類		
二九・〇三	二九・〇二	二九・〇一		二八四四・五〇	
炭化水素のハロゲン化誘導体	環式炭化水素	非環式炭化水素	有機化学品	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	<p>合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、デイスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物</p>
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		CTSH	

				二九・〇五	二九・〇四
	二九〇五・一一	二九〇五・一一			
プロパン―ーオール（プロピルアルコール）及びプロパン―ーオール（イソプロピルアルコール）	メタノール（メチルアルコール）	飽和一価アルコール	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			は、 C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H

二九〇五・一九	二九〇五・一七	二九〇五・一六	二九〇五・一四	二九〇五・一三
その他のもの	ドデカン―ーオール（ラウリルアルコール）、 ヘキサデカン―ーオール（セチルアルコール） 及びオクタデカン―ーオール（ステア ルアルコール）	オクタノール（オクチルアルコール）及びその 異性体	その他のブタノール	ブタン―ーオール（ノルマル―ブチルアル コール）
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

二九〇五・三二	二九〇五・三一		二九〇五・二九	二九〇五・二二	
プロピレングリコール（プロパンー一・二ージ オール）	エチレングリコール（エタンジオール）	二価アルコール	その他のもの	非環式テルペンアルコール	不飽和一価アルコール
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

二九〇五・四九	二九〇五・四四	二九〇五・四二	二九〇五・四一		二九〇五・三九
その他のもの 注釈 二―エチル―二―(ヒドロキシメチ	D―グルシトール(ソルビトール)	ペンタエリトリトール	二―エチル―二―(ヒドロキシメチル)プロパ ン―・三―ジオール(トリメチロールプロパ ン)	その他の多価アルコール	その他のもの
は、 LVC四十パーセント又	CTH(第一七・〇二項 からの変更を除く。)	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH

二九・〇六				
	二九〇五・五九	二九〇五・五一		
体 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	エトクロルビノール (INN)	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ル)プロパン-1-ジオール(トリメチロールプロパン)、ペンタエリトリール、マンニトール、D-グルシトール(ソルビトール)及びグリセリンを除く。
	は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又		CTSH

二九〇六・一九	二九〇六・一三	二九〇六・一二	二九〇六・一一	
その他のもの	ステロール及びイノシトール	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	メントール	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	更を除く。 C C (第三三類からの変更を除く。)	

	二九・〇九	二九・〇七		
			二九〇六・二九	二九〇六・二二
芳香族アルコール及びその誘導体	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	フェノール及びフェノールアルコール	その他のもの	ベンジルアルコール
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

		二九・一四	二九・一二	二九・一〇
二九一四・一一				
アセトン	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	ホルムアルデヒド	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体
は、 LVC四十パーセント又			は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

二九一四・二二		二九一四・一九	二九一四・一三	二九一四・一二	
シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	その他のもの	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	ブタノン（メチルエチルケトン）	
は、 LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	CTSH

二九一四・三九	二九一四・三一		二九一四・二九	二九一四・二三	
その他のもの	フェニルアセトン（フェニルプロパン―ニ―オン）	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	その他のもの 注釈 しょう脳、シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン並びにイオノン及びメチルイオノンを除く。	イオノン及びメチルイオノン	
は、 LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又		は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又	CTSH

二九一四・六九	二九一四・六一		二九一四・五〇	二九一四・四〇	
その他のもの	アントラキノ	キノ	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H

	二九・一七	二九・一六	二九・一五
			二九一四・七〇
トロン化誘導体	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体
C T S H	L V C 四十パーセント又は、 C T S H	L V C 四十パーセント又は、 C T S H	L V C 四十パーセント又は、 C T S H

					二九・一八
二九一八・一三	二九一八・一二	二九一八・一一			
酒石酸の塩及びエステル	酒石酸	乳酸並びにその塩及びエステル	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH			

	二九一八・一九	二九一八・一八	二九一八・一六	二九一八・一五	二九一八・一四
	その他のもの	クロロベンジレート (ISO)	グルコン酸並びにその塩及びエステル	くえん酸の塩及びエステル	くえん酸
は、 CTSH	LVC 四十パーセント又	は、 CTSH	は、 CTSH	CTH (第一七類又は第一三類からの変更を除く。)	CTH (第一七類又は第一三類からの変更を除く。)
					CTSH

二九一八・二九	二九一八・二三	二九一八・二二	二九一八・二一	
その他のもの	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	サリチル酸及びその塩	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

二九・二〇				
	二九一八・九九	二九一八・九一		二九一八・三〇
非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	二・四・五―T（ISO）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	その他のもの	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH

				二九・二二	二九・二二
二九二二・一三	二九二二・一二	二九二二・一一			
トリエタノールアミン及びその塩	ジエタノールアミン及びその塩	モノエタノールアミン及びその塩	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	酸素官能のアミノ化合物	アミン官能化合物
LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH			は、 LVC 四十パーセント又 CTSH

二九二二・二九	二九二二・二二		二九二二・一九	二九二二・一四	
その他のもの	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	その他のもの	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	
LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又は、 CTSH		LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又は、 CTSH	CTSH は、

二九二二・四一		二九二二・三九	二九二二・三一		
リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	その他のもの	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
は、 LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 CTSH

二九・二三					
	二九二二・五〇	二九二二・四九	二九二二・四四	二九二二・四三	
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物は、	その他のもの 注釈 リジン及びそのエステル、グルタミン酸、アントラニル酸並びにチリジン（INN）並びにこれらの塩を除く。	チリジン（INN）及びその塩	アントラニル酸及びその塩	
	C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H は、 L V C 四十パーセント又	C T S H は、 L V C 四十パーセント又	C T S H

		二九・二四			
二九二四・一一			二九二三・九〇	二九二三・一〇	
メプロバメート (INN)	非環式アミド (非環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	その他のもの 注釈 コリン及びその塩並びにレシチンその他のホスホアミノリピドを除く。	コリン及びその塩	及びレシチンその他のホスホアミノリピド (レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)
は、 LVC 四十パーセント又			は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	

二九二四・二三	二九二四・二二		二九二四・一九	二九二四・一二	
ニ―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアン トラニル酸）及びその塩	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びそ の誘導体並びにこれらの塩	その他のもの	フルオロアセトアミド（ISO）、モノクロト ホス（ISO）及びホスファミドン（ISO）	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H

二九・三〇	二九・二九	二九・二六	二九・二五	
				二九二四・二四
有機硫黄化合物	その他の窒素官能基を有する化合物	ニトリル官能化合物	カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	エチナメート（INN）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	二九・三六	二九・三四	二九・三三
	<p>複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）</p>	<p>複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）</p>	<p>複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）</p>
<p>プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>は、 LVC四十パーセント又 CTSH</p>	<p>は、 LVC四十パーセント又 CTSH</p>	<p>は、 LVC四十パーセント又 CTSH</p>

		第三〇類	
	三〇・〇六		二九・四〇
			二九四〇・〇〇
<p>この類の注4の医療用品</p> <p>その他のもの</p> <p>注釈 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）、血液型判定用試薬、エックス線検査用造影剤及び</p>		医療用品	<p>糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）</p> <p>CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）</p>

第三類			
	三〇〇六・九二	三〇〇六・九一	
肥料	薬剤廃棄物	瘦造 ^ろ 設術用と認められるもの	患者に投与する診断用試薬、歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント、救急箱及び救急袋、避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）並びに医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲルを除く。
	W O	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

	三二・〇五			三二・〇二
			三二〇三・一〇	
	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とももの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	カリ肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	窒素肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）
		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

三二〇五・五一		三二〇五・四〇	三二〇五・三〇	三二〇五・二〇	三二〇五・一〇
硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	その他の鉍物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）	オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	鉍物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも一つの重量が一〇キログラム以下に包装したもの
LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	CC

	第三五類				
三五・〇二					
		三一〇五・九〇	三一〇五・六〇	三一〇五・五九	
アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）	たんぱく系物質、変性でん粉、 <small>こう</small> 膠着剤及び酵素	その他のもの	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	その他のもの	
		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

	三五・〇三					
	三五〇三・〇〇	三五〇二・九〇	三五〇二・二〇	三五〇二・一九	三五〇二・一一	
三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	その他のもの	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）	その他のもの	乾燥したもの	卵白
	CTH	CTH	CTH	CC（第四類からの変更を除く。）	CC（第四類からの変更を除く。）	
						及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体

				第三八類	
		三八・〇六		三八・〇一	三五・〇五
三八〇六・二〇	三八〇六・一〇				
ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩	ロジン及び樹脂酸	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	（ 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	各種の化学工業生産品	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤
LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又は、 CTSH		CTSH		CTH

三八・二四		三八・〇九		
	三八〇九・一〇		三八〇六・九〇	
<p>（類似の工業を含む。）において生産される化学工業（類品の工業を含む。）において生産される化学工業</p>	<p>でん粉質の物質をもとしたもの</p>	<p>仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>その他のもの 注釈 ロジン及び樹脂酸、ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）並びにエステルガムを除く。</p>	<p>（ロジン付加物の塩を除く。）</p>
	<p>CTH（第一一・〇八項又は第三五・〇五項からの変更を除く。）</p>		<p>は、 LVC四十パーセント又は、 CTSH</p>	<p>は、 CTSH</p>

		第三九類				
	三九・二三					
					三八・二五	
						三八二四・六〇
	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	プラスチックのくず	プラスチック及びその製品	第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類から第四〇類まで）	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物	及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
CTSH	LVC四十パーセント又は、	WO			WO	CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）

			第四〇類		
	四〇・〇四		四〇・〇一		三九・二六
	四〇〇四・〇〇	四〇〇一・一〇			
た粉及び粒	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	ゴム及びその製品	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品
W O	C C			C T S H	は、 L V C 四十パーセント又は、 C T S H

	第四四類	第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）	第四三類	第四二類	第四一類	第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）	四〇・一一	
四四・〇一								
のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット	木材及びその製品並びに木炭		木材及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	原皮（毛皮を除く。）及び革	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツは、シヨントイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	LVC 四十パーセント又は、CTSH
CTH				CC	CC	CC		

四四・〇五	四四・〇四	四四・〇三	四四・〇二	
四四〇五・〇〇				
木毛及び木粉	<p>たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの</p>	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>ト状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p>
CTH	CTH	CTH	CTH	

四四・〇九	四四・〇八	四四・〇七	四四・〇六
<p>さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やす</p>	<p>化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるか否かを問わない。）</p>	<p>木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるか否かを問わない。）</p>	<p>木製の鉄道用又は軌道用のまくら木</p>
C T H	C T H	C T H	C T H

四四・一三	四四・一二	四四・一一	四四・一〇	
四四一三・〇〇				
改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）	材 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウエフアード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	りがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
CTH	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの変更を除く。）	CTH	CTH	

四四・二〇	四四・一九	四四・一八	四四・一七	四四・一六	四四・一五	四四・一四
	四四一九・〇〇		四四一七・〇〇	四四一六・〇〇		四四一四・〇〇
寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製	木製の食卓用品及び台所用品	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	ボデー、柄及び握り並びに靴の木型	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	CTH

			第四六類		
		四六・〇一		四四・二一	
四六〇一・二一					
竹製のもの	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	ご細工物及び枝条細工物	その他の木製品	の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具
更を除く。） C C（第一四類からの変				C T H	

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）						
	四六〇一・九四	四六〇一・九三	四六〇一・九二		四六〇一・二九	四六〇一・二二
	その他の植物性材料製のもの	とう製のもの	竹製のもの	その他のもの	その他のもの	とう製のもの
	更を除く。） CC（第一四類からの変	更を除く。） CC（第一四類からの変	更を除く。） CC（第一四類からの変		更を除く。） CC（第一四類からの変	更を除く。） CC（第一四類からの変

					第五〇類	第一一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）（注釈参照）		第四七類
五〇・〇五	五〇・〇四	五〇・〇三	五〇・〇二	五〇・〇一			四七・〇七	
五〇〇五・〇〇	五〇〇四・〇〇	五〇〇三・〇〇	五〇〇二・〇〇	五〇〇一・〇〇				
絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	生糸（よってないものに限る。）	繭（繰糸に適するものに限る。）	絹及び絹織物		古紙	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
CTH（第五〇・〇六項）	CTH	CTH	CTH	CC			WO	

				第五一類	
五一・〇四	五一・〇三	五一・〇二	五一・〇一		
五一〇四・〇〇					
羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（CTCを必要としな
CC	WO	CC	CC		い。）。

	五一・一〇	五一・〇九	五一・〇八	五一・〇七	五一・〇六	五一・〇五
	五一一〇・〇〇					
	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたもの（小塊状のコムした羊毛を含む。）に限る。）
	C T H（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項からの変更を除く。）					C T H

	五 一 ・ 一 三	五 一 ・ 一 二
	五 一 一 三 ・ 〇 〇	
	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	梳 ^そ 毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）

CTH（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）
（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、
産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三

						第五二類	
五二・〇六	五二・〇五	五二・〇四	五二・〇三	五二・〇二	五二・〇一		
			五二〇三・〇〇		五二〇一・〇〇		
綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限る	綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	綿（カードし又はコムしたものに限る。）	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。）	綿及び綿織物	
がいずれかの締約国又は東	当該非原産材料のそれぞれ	各項からの変更を除く。）	CC	WO	CC		国において完全に製織されること（CTCを必要としない。）。

五二・一〇七	五二・〇八	五二・〇九	五二・一〇	五二・一一	
ものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもの）	南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にカードされ、又はコムされる場合に限る。）
	CTH（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。）	（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、	（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、	（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、	（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、

			第五三類		
五三・〇三	五三・〇二	五三・〇一		五二・一二	
ジュートその他の紡織用靱皮纖維（精紡したもの、	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。）	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。）	その他の植物性紡織用纖維及びその織物並びに紙糸及びその織物	その他の綿織物	ち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）
CC	CC	CC			及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（CTCを必要としない。）。

	五三・一〇	五三・〇九	五三・〇八	五三・〇七	五三・〇六	五三・〇五
						五三〇五・〇〇
の織物	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮纖維	亜麻織物	その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮纖維の糸	亜麻糸	ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用纖維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びびくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。）
	（第五三・〇六項から第五	から第五三・一一項までの各項からの変更を除く。）		各項からの変更を除く。）	から第五三・〇八項までの	CC
	各項からの変更を除く。）	各項からの変更を除く。）		各項からの変更を除く。）	各項からの変更を除く。）	

	五三・一一
	五三二一・〇〇
	<p>その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙系の織物</p>
	<p>三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、</p> <p>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（C T Cを必要としない。）。</p>

				第五四類
	五四・〇四	五四・〇三	五四・〇二	五四・〇一
<p>合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</p>
	CC	CC	CC	CC

	五四・〇八	五四・〇七	五四・〇六	五四・〇五
			五四〇六・〇〇	五四〇五・〇〇
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
第三国において完全に紡績	○一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である	変更を除く。）（第五四・	C C	C C

		第五五類	
五五・〇二一	五五・〇一		
五五〇二一・〇〇			
再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	合成繊維の長繊維のトウ	人造繊維の短繊維及びその織物	
項からの変更を除く。）	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各		され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（CTCを必要としな

五五・〇九	五五・〇八	五五・〇七	五五・〇六	五五・〇五	五五・〇四	五五・〇三
		五五〇七・〇〇				
合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）
五・〇七項の非原産材料を	CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）					

		第五六類		
五六・〇二	五六・〇一		五五・一六	五五・一五
フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し	紡織用繊維のダスト及びミルネツプ	ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	合成繊維の短繊維のその他の織物
第五二・〇四項から第五	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各		若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項目の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（CTCを必要としない。）。	る場合に限る。）又は、産品が完全に浸染され、

五六・〇六	五六・〇五	五六・〇四	五六・〇三	
五六〇六・〇〇	五六〇五・〇〇			
ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属で被覆したものに限るものと、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	たものであるかないかを問わない。）
料を使用する場合には、当	一項までの各項の非原産材	五・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・〇	二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・〇六項までの各項又は第五四	二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・〇六項までの各項又は第五四

第五七類				
	五六・〇九	五六・〇八	五六・〇七	
	五六〇九・〇〇			
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シエニールヤーン（フロックシエニールヤーンを含む。）及びループウエールヤーン
第五一・一一項から第五	CC（第五〇・〇七項、			該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）

一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一〇項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。) (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非

第五八類	
<p>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びびししゅう布</p>	
<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各 項、第五一・〇六項から第 五一・一〇項までの各項、 第五二・〇四項から第五 二・〇七項までの各項、第 五三・〇六項から第五三・ 〇八項までの各項、第五 四・〇一項から第五四・〇 六項までの各項又は第五 五・〇八項から第五五・一 一項までの各項の非原産材</p>	<p>原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）</p>

	第五九類	
	五九・〇一	
	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
五・一六項までの各項から	五・一七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五	料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）
	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五	

	五九・〇二			の変更を除く。)
			<p>タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリ アミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強 力糸のものに限る。)</p>	<p>C T H (第五〇・〇七 項、第五一・一一項から第 五一・一三項までの各項、 第五二・〇八項から第五 二・一二項までの各項、第 五三・〇九項から第五三・ 一一項までの各項、第五 四・〇七項、第五四・〇八 項又は第五五・一二項から 第五五・一六項までの各項 からの変更を除く。)(第 五〇・〇四項から第五〇・ 〇六項までの各項、第五 一・〇六項から第五一・一 〇項までの各項、第五二・ 〇四項から第五二・〇七項 までの各項、第五三・〇六 項から第五三・〇八項まで</p>

	五九・〇四	五九・〇三	
リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかな いかを問わない。）	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、 塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、 第五九・〇二項のものを除く。）		の各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各 項又は第五五・〇八項から 第五五・一一項までの各 項の非原産材料を使用する場 合には、当該非原産材料の それぞれがいずれかの締約 国又は東南アジア諸国連合 の構成国である第三国にお いて完全に紡績される場合 に限る。）
〇七項、第五四・〇八項又	CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一一項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項又		

	五九・〇九	五九・〇八	五九・〇七	五九・〇六	五九・〇五
	五九〇九・〇〇	五九〇八・〇〇	五九〇七・〇〇		五九〇五・〇〇
	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	紡織用繊維の壁面被覆材
	は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限り				

	五九・一〇		
	五九一〇・〇〇		
	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）		
		CTH（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇七項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項まで	る。）

五九・一一	
紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	
<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又</p>	<p>の各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）</p>

は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。) (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限

第六〇類	
メリヤス編物及びクロセ編物	
<p>CC (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各 項、第五一・〇六項から第 五一・一〇項までの各項、 第五二・〇四項から第五 二・〇七項までの各項、第 五三・〇六項から第五三・ 〇八項までの各項、第五 四・〇一項から第五四・〇 六項までの各項又は第五 五・〇八項から第五五・一 一項までの各項の非原産材 料を使用する場合には、当 該非原産材料のそれぞれが いずれかの締約国又は東南 アジア諸国連合の構成国で ある第三国において完全に 紡績され、又は浸染され、</p>	る。)

第六一類	
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・</p>	<p>若しくはなせんされる場合に限り。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇類の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（CTCを必要としな</p>

	第六二類	
六二・〇一		
男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、ク ローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、 ウインドチーター、ウインドジャケットその他これ らに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編み のものを除く。）	○七項、第五四・〇八項、 第五五・一一項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれがいづれ かの締約国又は東南アジア 諸国連合の構成国である第 三国において完全にメリヤ ス編みされ、又はクロセ編 みされる場合に限る。）
第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五		

六二・一一	六二・一一	六二・一〇	六二・〇九	六二・〇八	
六二・一二					
ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、 ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部 分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編み	他の衣類	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその 他の衣類	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・ 〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物 類から製品にしたものに限る。）	乳児用の衣類及び衣類附属品	女子用のシングレットその他これに類する肌着、ス リップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイ トドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ド レッシングガウンその他これらに類する製品
マ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これら に類する製品					
CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第					

六二・一四	六二・一三		
シヨール、スカーフ、マフラー、マンティイラ、	ハンカチ		であるかないかを問わない。）
一・一三項までの各項、第	CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五	五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれがいずれ かの締約国又は東南アジア 諸国連合の構成国である第 三国において完全に製織さ れ、又はメリヤス編みさ れ、若しくはクロセ編みさ れる場合に限る。）	

	第六三類				
六三・〇一			六二・一七	六二・一六	六二・一五
				六二二六・〇〇	
毛布及びひざ掛け	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	手袋、ミトン及びミット	ベールその他これらに類する製品 ネクタイ
第五一・一一項から第五	CC（第五〇・〇七項、		第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織される場合に限る。）	第五五・一二項から第五〇七項、第五四・〇八項、	五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、

	第六五類	第六四類	第二二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品 (第六四類から第六七類まで)			
六五・〇一				六三・一〇	六三・〇九	
六五〇一・〇〇					六三〇九・〇〇	
フェルト製の帽体(成型し又はつばを付けたものを除く。)並びにフェルト製のプラトウ及びマンション(スリットマンションを含む。)	帽子及びその部分品	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品		ぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限る。)	中古の衣類その他の物品	これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。)
CC		CC	WO	WO		

第二三部 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六			
	六五・〇五	六五・〇四	六五・〇二
		六五〇四・〇〇	六五〇二・〇〇
	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） あるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）
CTH	CTH	CC	

八類から第七〇類まで

			第七〇類
			七〇・一八
	七〇一八・九〇	七〇一八・一〇	
<p>その他のもの</p> <p>注釈 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）を除</p>	<p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨</p>	<p>ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>ガラス及びその製品</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p>
C C	C C		

				第七一類	第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び贵金属を張った金属並びにこれらの製品、身近用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）	く。
	七一・〇二		七一・〇一			
七一〇二・一〇						
選別してないもの	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、贵金属及び贵金属を張った金属並びにこれらの製品、身近用模造細貨類並びに貨幣			
CC			CC			

	七一・〇三					
	七一〇二・三九	七一〇二・三一		七一〇二・二九	七一〇二・二一	
貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしていない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	その他のもの	加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたものは その他のもの	工業用以外のもの	その他のもの	加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたものは その他のもの	工業用のもの
	C T H	C C		C T H	C C	

七一・一二	七一・〇五	七一・〇四				
			七一〇三・九九	七一〇三・九一		七一〇三・一〇
貴金属の回収に使用する種類のその他くずで貴金	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるか いか又は格付けしてあるかないかを問わないもの とし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、 格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸 送のために一時的に糸に通したものを含む。）	その他のもの	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	その他の加工をしたもの	加工していないもの、単にひいたもの及び粗く形 作ったもの
W O	C T H	C T H	C T H	C T H		C C

七二・一六	七二・一五	七二・一四	七二・一三	
天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	属又はその化合物を含有するもの
CTH（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第	CTH（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	CTH（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	CTH（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	

		第七二類	第一五部 卑金屬及びその製品（第七二類から第八三類まで）		
七二・〇三	七二・〇一			七二・一七	
鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄	鉄鋼 銑鉄及びスピゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）			身辺用模造細貨類	
LVC四十パーセント又は、 CC	LVC四十パーセント又は、 CC		CTH（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項からの変更を除く。）	七二・一八項、第七一〇一・二二二号、第七一〇三・三九号、第七一〇三・九一〇号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号からの変更を除く。）	

	七二・〇七	七二・〇六	七二・〇四
	鉄又は非合金鋼の半製品	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット
	は、 LVC 四十パーセント又は CTH（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）	は、 LVC 四十パーセント又は CTH（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）	鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄は、 （ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。） CC
			WO

	七二・〇八			
	七二・〇九			
	七二・一一			
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）
LVC 四十パーセント又は CTH（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項目の変更を除く。）	LVC 四十パーセント又は CTH（第七二・〇八項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	LVC 四十パーセント又は CTH（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項目の変更を除く。）	LVC 四十パーセント又は CTH（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項目の変更を除く。）	LVC 四十パーセント又は CTH（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項目の変更を除く。）

七二・一七	七二・一六	七二・一五
鉄又は非合金鋼の線	鉄又は非合金鋼の形鋼	鉄又は非合金鋼のその他の棒
は、 LVC四十パーセント又は CTH(第七二・一三項 から第七二・一五項までの 各項からの変更を除く。)	は、 LVC四十パーセント又は CTH(第七二・〇一項 又は第七二・〇三項から第 七二・二九項までの各項か らの変更を除く。)	は、 LVC四十パーセント又は CTH(第七二・〇一項 又は第七二・〇三項から第 七二・二九項までの各項か らの変更を除く。)

		第七三類	
七三・〇二	七三・〇一		七二・二〇
<p>レール、ガードレール、ラックレール及びトンダレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄く</p>	<p>鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼</p>	鉄鋼製品	<p>ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）</p>
<p>は、 LVC四十パーセント又はCC（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各</p>	<p>は、 LVC四十パーセント又はCC（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各</p>		<p>は、 LVC四十パーセント又はCTH（第七二・一九・三一号から第七二・一九・九〇号までの各号からの変更を除く。）</p>

七三・〇五	七三・〇四	七三・〇三	
		七三〇三・〇〇	
鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	鋳鉄製の管及び中空の形材	さび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タ イその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら 使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の 線路用のものに限る。）
は、 LVC四十パーセント又 は、 CC（第七二・〇八項か ら第七二・一一項までの各 項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又 は、 CC（第七二・〇七項か ら第七二・一一項までの各 項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又 は、 CC	項からの変更を除く。）

				七三・〇六
	七三〇六・一九	七三〇六・一一		
	その他のもの	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オーブンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）
は、 LVC四十パーセント又は、 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又は、 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又は、 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）		

七三〇六・三〇	七三〇六・二九	七三〇六・二二	
その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	その他のもの	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七 二・一一項からの変更を除 く。）	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七 二・一一項からの変更を除 く。）	

七三〇六・六一			七三〇六・四〇	
横断面が正方形又は長方形のもの	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
は、 LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七 二・一一項からの変更を除 く。）	は、 LVC四十パーセント又 CC	CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七 二・一一項からの変更を除 く。）

七三・〇七			
	七三〇六・九〇	七三〇六・六九	
鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エル	その他のもの	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	
	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七 二・一一項からの変更を除 く。）	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七 二・一一項からの変更を除 く。）	CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七 二・一一項からの変更を除 く。）

七三〇七・二二	七三〇七・二二		七三〇七・一九	七三〇七・一一		
エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	フランジ	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	その他のもの	非可鍛鉄製のもの	鋳造した継手	ボー及びスリーブ
は、 LVC四十パーセント又 CC	は、 LVC四十パーセント又 CC		は、 LVC四十パーセント又 CC	は、 LVC四十パーセント又 CC		

七三〇七・九二	七三〇七・九一		七三〇七・二九	七三〇七・二三	
エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	フランジ	その他のもの	その他のもの	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	
は、 LVC四十パーセント又 CTH（第七三・〇四項 から第七三・〇六項までの	は、 LVC四十パーセント又 CC		は、 LVC四十パーセント又 CC	は、 LVC四十パーセント又 CC	CC

七三・〇八			
	七三〇七・九九	七三〇七・九三	
<p>構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品</p>	その他のもの	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	
<p>は、 LVC四十パーセント又は CTH（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項又は第七二・一六項からの変更を除く。）</p>	<p>は、 LVC四十パーセント又は CTH（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）</p>	<p>は、 LVC四十パーセント又は CTH（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）</p>	<p>各項からの変更を除く。）</p>

		七三・一〇	七三・〇九
	七三二〇・一〇		七三〇九・〇〇
内容積が五〇リットル以上のもの	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
は、 LVC四十パーセント又はCC（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各		は、 LVC四十パーセント又はCC（第七二・〇八項から第七二・二五項又は第七二・二六項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又はCC（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各

七三・一一				
七三二一・〇〇	七三二〇・二九	七三二〇・二二		
圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	その他のもの	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	内容積が五〇リットル未満のもの	
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各 項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各 項からの変更を除く。）		項、第七二・二五項又は第七二・二六項からの変更を除く。）

	七三・一四	七三・一三	七三・一二	
		七三・一三・〇〇		
ル	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵 <small>さく</small> に使用する種類のもの	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	CC
		は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・一三項から第七二・一五項までの各項又は第七二・一七項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・一三項又は第七二・一七項からの変更を除く。）	CC

	七三二四・二〇	七三二四・一九	七三二四・一四	七三二四・一二
	ワイヤグリル、網及び柵 <small>（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）</small>	その他のもの	その他の織ったクロス <small>（ステンレス鋼製のものに限る。）</small>	織ったワイヤクロス
	は、 LVC 四十パーセント又は CC（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）	は、 LVC 四十パーセント又は CC	は、 LVC 四十パーセント又は CC	は、 LVC 四十パーセント又は CC

七三二四・四一		七三二四・三九	七三二四・三一	
亜鉛をめっきしたもの	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵	その他のもの	亜鉛をめっきしたもの	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）
は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項か		は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項か ら第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項か ら第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）	

七三二四・五〇	七三二四・四九	七三二四・四二	
エキスパンデッドメタル	その他のもの	プラスチックを被覆したもの	
は、 LVC四十パーセント又 CC(第七二・〇八項か ら第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。)	は、 LVC四十パーセント又 CC(第七二・〇八項か ら第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。)	は、 LVC四十パーセント又 CC(第七二・〇八項か ら第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。)	ら第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。)

七三・一九	七三・一七	七三・一六	七三・一五
	七三二七・〇〇	七三二六・〇〇	
鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	鉄鋼製のいかり及びその部分品	鉄鋼製の鎖及びその部分品
は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・一三項か	は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・一三項から第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又は CC	は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・一三項から第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）

七三・二五	七三・二四	七三・二三	七三・二〇	
その他の铸造製品（鉄鋼製のものに限る。）	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	鉄鋼製のばね及びばね板	その他これらに類する物品
は、 LVC四十パーセント又	は、 CC LVC四十パーセント又	は、 CC	は、 LVC四十パーセント又 CC（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）	ら第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）

				七三・二六	
七三二六・二〇	七三二六・一九	七三二六・一一			
鉄鋼の線から製造したもの	その他のもの	粉碎機用のグライインディングボールその他これに類する製品	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	その他の鉄鋼製品	
は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・一三項か	は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・〇七項か らの変更を除く。）	は、 LVC四十パーセント又は CC（第七二・〇七項か らの変更を除く。）			CC

第七八類			第七六類		第七五類		第七四類	
	七六・〇二	七六・〇一		七五・〇三		七四・〇四		
	七六〇二・〇〇			七五〇三・〇〇		七四〇四・〇〇		
鉛及びその製品	アルミニウムのくず	アルミニウムの塊	アルミニウム及びその製品	ニッケルのくず	ニッケル及びその製品	銅のくず	銅及びその製品	
	W O	C C は、 LVC四十パーセント又		W O		W O		らの変更を除く。）

				第八一類		第八〇類		第七九類	
八一・〇二			八一・〇二		八〇・〇二		七九・〇二		七八・〇二
	八一〇一・九七				八〇〇二・〇〇		七九〇二・〇〇		七八〇二・〇〇
モリブデン及びその製品（くずを含む。）	くず	その他のもの 注釈 粉を除く。	タングステン及びその製品（くずを含む。）	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すずのくず	すず及びその製品	亜鉛のくず	亜鉛及びその製品	鉛のくず
	W O				W O		W O		W O

八一・〇七		八一・〇五		八一・〇四		八一・〇三		
	八一〇五・三〇		八一〇四・二〇		八一〇三・三〇		八一〇二・九七	
カドミウム及びその製品（くずを含む。）	くず	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	くず	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	くず	タンタル及びその製品（くずを含む。）	くず	その他のもの 注釈 粉を除く。
	W O		W O		W O		W O	

	八一・一二		八一・一〇		八一・〇九		八一・〇八
		八一〇・二〇		八一〇九・三〇		八一〇八・三〇	八一〇七・三〇
	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	くず	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	くず	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	くず	チタン及びその製品（くずを含む。）
		W O		W O		W O	W O

		第八三類						
	八三・〇五							
八三〇五・一〇			八一二二・五二		八一二二・二二		八一二二・一三	
書類とじ込み用具	<p>卑金属製の書類とじ込み用具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）</p>	各種の卑金属製品	くず	タリウム	くず	クロム	くず	ベリリウム
LVC四十パーセント又			W O		W O		W O	

八三・〇八			八三・〇六		
	八三〇六・二一			八三〇五・二〇	
卑金属製の留金、留金付フレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具そ	貴金属をめっきしたもの	小像その他の装飾品	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	ストリップ状ステープル	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

<p>第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）</p>				
	八三・一一			
		八三〇八・二〇	八三〇八・一〇	
	<p>卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アー ク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属 炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使 用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしん に充てんしたものに限り。）並びに卑金属粉を凝結 させて製造した金属吹付け用の線及び棒</p>	管リベット及びふたまたりベット	フック、アイ及びアイレット	他の製品に使用する種類のものに限る。）管リ ベット、ふたまたりベット、ビーズ及びスパングル
C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H		

					第八四類
八四・〇二				八四・〇一	
	八四〇一・三〇	八四〇一・二〇	八四〇一・一〇		
蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	同位体分離用機器及びその部分品	原子炉	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		

	八四〇二・二〇	八四〇二・一九	八四〇二・一二	八四〇二・一一	
	過熱水ボイラー	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	蒸気発生ボイラー 水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	及び過熱水ボイラー
は、 C T S H	L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

		八四・一〇			八四・〇四
八四一〇・一一			八四〇四・二〇	八四〇四・一〇	
出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	液体タービン及び水車	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	蒸気原動機用復水器	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器
は、 C T S H L V C 四十パーセント又			は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

			八四・一一		
八四一一・一二	八四二一・一一			八四二〇・一三	八四二〇・一二
推力が二五キロニュートンを超えるもの	推力が二五キロニュートン以下のもの	ターボジェット	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH			は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

八四二一・八二	八四二一・八一		八四二一・二二	八四二一・二一		
出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	その他のガスタービン	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	ターボプロペラ	
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		CTSH

					八四・一二	
	八四二二・二九	八四二二・二二		八四二二・一〇		
気体原動機	その他のもの	直線運動式（シリンダー式）のもの	液体原動機	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	その他の原動機	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又		C T S H

		八四・一三			
八四一三・一一			八四二二・八〇	八四二二・三九	八四二二・三一
燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター	その他のもの	その他のもの	直線運動式（シリンダー式）のもの
は、 LVC四十パーセント又			は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

八四一三・五〇	八四一三・四〇	八四一三・三〇	八四一三・二〇	八四一三・一九	
その他の往復容積式ポンプ	コンクリートポンプ	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	ハンドポンプ（第八四二三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	その他のもの	
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	CTSH

八四一三・八二	八四一三・八一		八四一三・七〇	八四一三・六〇	
液体エレベーター	ポンプ	その他のポンプ及び液体エレベーター	その他の遠心ポンプ	その他の回転容積式ポンプ	
は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又		は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又	CTSH

					八四・一四
	八四一四・四〇	八四一四・三〇	八四一四・二〇	八四一四・一〇	
	<p>気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）</p>	<p>圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）</p>	<p>手押し式又は足踏み式の気体ポンプ</p>	<p>真空ポンプ</p>	<p>気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）</p>
は、 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	

八四・一五					
	八四一四・八〇	八四一四・六〇	八四一四・五九	八四一四・五一	
エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温	その他のもの	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）	その他のもの	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	ファン
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

八四一五・八二	八四一五・八一		八四一五・二〇	八四一五・一〇	
その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの	その他のもの	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	

				八四・一六	
八四一六・三〇	八四一六・二〇	八四一六・一〇		八四一五・八三	
メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	液体燃料用の炉用バーナー	炉用バーナー（液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	冷却ユニットを自蔵しないもの	
LVC四十パーセント又は、CTSH	LVC四十パーセント又は、CTSH	LVC四十パーセント又は、CTSH		LVC四十パーセント又は、CTSH	CTSH

八四・一八				八四・一七	
	八四一七・八〇	八四一七・二〇	八四一七・一〇		
冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器 (電気式であるかないかを問わない。)及びヒート	その他のもの	ベーカリーオープン(バスケットオープンを含む。)	炉(鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理のものに限る。)	炉(焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。)	排出機その他これらに類する機械を含む。)
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H

八四一八・三〇	八四一八・二九	八四一八・二二		八四一八・一〇	
横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	その他のもの	圧縮式のもの	家庭用冷蔵庫	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	ポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

八四一八・六九	八四一八・六一		八四一八・五〇	八四一八・四〇
その他のもの	ヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

				八四・一九
八四一九・一九	八四一九・一一			
その他のもの	瞬間ガス湯沸器	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			

八四一九・四〇	八四一九・三九	八四一九・三二	八四一九・三一		八四一九・二〇
蒸留用又は精留用の機器	その他のもの	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	農産物用のもの	乾燥機	医療用又は理化学用の滅菌器
LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH		は、 LVC四十パーセント又は CTSH

八四一九・八九	八四一九・八一		八四一九・六〇	八四一九・五〇	
その他のもの	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	その他の機器	気体液化装置	熱交換装置	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

			八四・二二		八四・二〇
八四二二・一二	八四二二・一一			八四二〇・一〇	
衣類脱水機	クリーム分離機	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	カレンダーその他のロール機	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

八四二二・二九	八四二二・二三	八四二二・二二	八四二二・二一		八四二二・一九
その他のもの	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	水のろ過用又は清浄用のもの	液体のろ過機及び清浄機	その他のもの
LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH

八四・二二二				
	八四二二・三九	八四二二・三一		
皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	その他のもの	内燃機関の吸気用のろ過機	気体のろ過機及び清浄機	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H

八四二二・三〇	八四二二・二〇	八四二二・一九	八四二二・一一	
充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	その他のもの	家庭用のもの	皿洗機
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

			八四・二三	
八四二三・三〇	八四二三・二〇	八四二三・一〇		八四二三・四〇
定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八四・二四				
	八四二三・八九	八四二三・八二	八四二三・八一	
噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類	その他のもの	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	その他の重量測定機器
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

	八四二四・八一		八四二四・三〇	八四二四・二〇	八四二四・一〇
	農業用又は園芸用のもの	その他の機器	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	スプレーガンその他これに類する機器	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
は、 C T S H	L V C 四十パーセント又		は、 C T S H	は、 C T S H	は、 C T S H

				八四・三二一	
八四三二・二九	八四三二・二二		八四三二・一〇		八四二四・八九
その他のもの	ディスクハロー	草機及びホー ハロー、スカリアイヤー、カルチベーター、除	プラウ	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	その他のもの
LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH

八四・三三三				
	八四三三二・八〇	八四三三二・四〇	八四三三二・三〇	
収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベローラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	その他の機械	肥料散布機	播種機、植付け機及び移植機	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

八四三三・四〇	八四三三・三〇	八四三三・二〇	八四三三・一九	八四三三・一一	
わら用又は牧草用のベアラ（ピックアップベアラを含む。）	その他の乾草製造用機械	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	その他のもの	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	

八四三三・五九	八四三三・五三	八四三三・五二	八四三三・五一		
その他のもの	根菜類又は塊茎の収穫機	その他の脱穀機	コンバイン	その他の収穫機及び脱穀機	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		C T S H

	八四・三五			八四・三四	
八四三五・一〇		八四三四・二〇		八四三四・一〇	八四三三・六〇
機械	プレス、破碎機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	酪農機械		搾乳機及び酪農機械	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械
は、 LVC四十パーセント又		は、 C T S H LVC四十パーセント又		は、 C T S H LVC四十パーセント又	は、 C T S H LVC四十パーセント又

				八四・三六	
八四三六・二九	八四三六・二一		八四三六・一〇		
その他のもの	家きんのふ卵器及び育すう器	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	飼料調製用機械	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又		C T S H

八四・三八			八四・三七	
	八四三七・八〇	八四三七・一〇		八四三六・八〇
飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	その他の機械	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	その他の機械
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八四三八・五〇	八四三八・四〇	八四三八・三〇	八四三八・二〇	八四三八・一〇
肉又は家きんの調製用機械	醸造用機械	砂糖製造機械	菓子、ココア又はチョコレート等の製造機械	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

		八四・三九		
八四三九・二〇	八四三九・一〇		八四三八・八〇	八四三八・六〇
紙又は板紙の製造機械	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	その他の機械	果実、ナット又は野菜の調製用機械
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

		八四・四一		八四・四〇	
八四四一・二〇	八四四一・一〇		八四四〇・一〇		八四三九・三〇
袋又は封筒の製造機械	切断機	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	機械	製本用機械（製本ミシンを含む。）	紙又は板紙の仕上げ用機械
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八四・四二			
	八四四一・八〇	八四四一・四〇	八四四一・三〇
プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	その他の機械	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

			八四・四三	
八四四三・一二	八四四三・一一			八四四二・三〇
オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器
LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH			は、 LVC四十パーセント又 CTSH

八四四三・一六	八四四三・一五	八四四三・一四	八四四三・一三	
フレキソ印刷機	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	その他のオフセット印刷機	限るものとし、広げた状態でシートの一方が二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

八四四三・三三二	八四四三・三一	八四四三・一九	八四四三・一七	
その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	その他のもの	グラフィア印刷機
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

			八四・四八	
八四四八・一九	八四四八・一一			八四四三・三九
その他のもの	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	その他のもの
LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又は、 CTSH			LVC四十パーセント又は、 CTSH

				八四・五〇	
八四五〇・一九	八四五〇・一二	八四五〇・一一			
その他のもの	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	全自動のもの	洗濯機（二回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			は、 C T S H

		八四・五一	
八四五二・一〇			八四五〇・二〇
ドライクリーニング機	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。） 洗淨用、清淨用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。） 織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	は、 LVC四十パーセント又は CTSH
は、 LVC四十パーセント又は CTSH			は、 LVC四十パーセント又は CTSH

八四五一・五〇	八四五一・四〇	八四五一・三〇	八四五一・二九	八四五一・二二	
紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	その他のもの	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	乾燥機
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	

			八四・五二		
八四五二・二一		八四五二・一〇		八四五二・八〇	
自動式のもの	その他のミシン	家庭用ミシン	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、 ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及 びカバー	その他の機械	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H

	八四・五三			
八四五三・一〇		八四五二・四〇	八四五二・三〇	八四五二・二九
原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	分品 ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部	ミシン針	その他のもの
は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

			八四・五四		
八四五四・三〇	八四五四・二〇	八四五四・一〇		八四五三・八〇	八四五三・二〇
鑄造機	インゴット用鑄型及び取鍋 ^く	転炉	転炉、取鍋 ^く 、インゴット用鑄型及び鑄造機（冶金 ^や 又は金属鑄造に使用する種類のものに限る。）	その他の機械	履物の製造機械及び修理機械
LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

					八四・五五	
八四五五・三〇	八四五五・二二	八四五五・二一		八四五五・一〇		
圧延機用ロール	冷間圧延のもの	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	その他の圧延機	管圧延機	金属圧延機及びそのロール	
LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH		は、 LVC 四十パーセント又 CTSH		は、 CTSH

					八四・六七	
八四六七・二一		八四六七・一九	八四六七・一一			
ドリル	電気式の原動機を自蔵するもの	その他のもの	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	ニューマチックツール	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）	
LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH			は、 CTSH

八四六七・八九	八四六七・八一		八四六七・二九	八四六七・二二	
その他のもの	チェーンソー	その他の工具	その他のもの	のこぎり	
は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又		は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH

八四・七三				八四・六八
	八四六八・八〇	八四六八・二〇	八四六八・一〇	
第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、	その他の機器	その他のガス式の機器	手持ち式トーチ	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

			八四・七四	
八四七四・二〇	八四七四・一〇		八四七三・三〇	
破碎機及び粉碎機	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗淨機	選別機、ふるい分け機、分離機、洗淨機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造形機	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）
LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又は、 CTSH		は、 LVC四十パーセント又は、 CTH（第八五・四二項からの変更を除く。）	

八四七四・八〇	八四七四・三九	八四七四・三二	八四七四・三一		
その他の機械	その他のもの	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	コンクリート又はモルタルの混合機	混合機及び捏 <small>ね</small> 和 <small>わ</small> 機	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H

				八四・七五
	八四七五・二九	八四七五・二二		八四七五・一〇
その他のもの	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

						八四・七六
八四七六・八九	八四七六・八一		八四七六・二九	八四七六・二一		
その他のもの	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	その他の自動販売機	その他のもの	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	飲料の自動販売機	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）
LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又は、 CTSH		LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又は、 CTSH		

				八四・七七	
八四七七・四〇	八四七七・三〇	八四七七・二〇	八四七七・一〇		
真空成形機及びその他の熱成形機	吹込み成形機	押出成形機	射出成形機	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	
LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH		は、 CTSH

八四・七八					
	八四七七・八〇	八四七七・五九	八四七七・五一		
たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	その他の機械	その他のもの	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	その他の機械（成形用機械に限る。）	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H

				八四・七九	
八四七九・四〇	八四七九・三〇	八四七九・二〇	八四七九・一〇		八四七八・一〇
綱又はケーブルの製造機械	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。） その他の木材又はコルクの処理用機械	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	たばこの調製用又は製造用の機械
LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH		は、 LVC四十パーセント又は CTSH

八四七九・八二	八四七九・八一		八四七九・六〇	八四七九・五〇	
混合用、捏和用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	その他の機械類	蒸発式空気冷却装置	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

			八四・八一	
八四八一・三〇	八四八一・二〇	八四八一・一〇		八四七九・八九
逆止弁	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	減圧弁	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	その他のもの
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又

			八四・八二		
八四八二・三〇	八四八二・二〇	八四八二・一〇		八四八一・八〇	八四八一・四〇
球面ころ軸受	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	玉軸受	玉軸受及びころ軸受	その他の物品	安全弁及び逃がし弁
LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

八四・八三				
	八四八二・八〇	八四八二・五〇	八四八二・四〇	
ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブ	その他のもの（玉軸受とこころ軸受を組み合わせたものを含む。）	その他の円筒こころ軸受	針状こころ軸受	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

	八四八三・四〇	八四八三・三〇	八四八三・二〇	八四八三・一〇
機（トルクコンバーターを含む。）	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク
は、 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H

八四・八六	八四・八四		
		八四八三・六〇	八四八三・五〇
の機器並びに部分品及び附属品	の及びメカニカルシール	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	はずみ車及びプリー（プリーブロックを含む。）
専ら又は主として使用する機器、第八四類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品	は、 LVC四十パーセント又 CC	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

第八五類				
	八四八六・四〇	八四八六・三〇	八四八六・二〇	八四八六・一〇
電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	第八四類の注9(C)の機器	フラットパネルディスプレイ製造用の機器	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	半導体ボール又は半導体ウエハ製造用の機器
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	八五・〇四				八五・〇二
八五〇四・一〇		八五〇二・四〇	八五〇二・三一		
放電管用安定器	トランスフォーマー、スタテイツクコンバーター (例えば、整流器) 及びインダクター	ロータリーコンバーター	風力式のもの	発電機 (その他の原動機とセットにしたものに限る。)	発電機 (原動機とセットにしたものに限る。) 及び ロータリーコンバーター
は、 LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		

八五〇四・三一		八五〇四・二三	八五〇四・二二	八五〇四・二二		
容量が一キロボルトアンペア以下のもの	その他のトランスフォーマー	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）	
LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		CTSH

八五〇四・五〇	八五〇四・四〇	八五〇四・三四	八五〇四・三三	八五〇四・三二	
その他のインダクター	スタティックコンバーター	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	
LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 CTSH

				八五・〇五
	八五〇五・一九	八五〇五・一一		
その他のもの	金属製のもの	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティン グヘッド	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			は、 C T S H

				八五・〇六	
八五〇六・五〇	八五〇六・四〇	八五〇六・三〇	八五〇六・一〇		八五〇五・二〇
リチウムを使用したもの	酸化銀を使用したもの	酸化水銀を使用したもの	二酸化マンガンを使用したもの	一次電池	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH

		八五・〇八	八五・〇七			
八五〇八・一一				八五〇六・八〇	八五〇六・六〇	
出力が一、五〇〇ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（二〇リットル以下のは、	電動装置を自蔵するもの	真空式掃除機	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	その他の一次電池	空気・亜鉛電池	
LVC四十パーセント又は、			は、 LVC四十パーセント又は、 CTSH	は、 LVC四十パーセント又は、 CTSH	は、 LVC四十パーセント又は、 CTSH	CTSH

		八五・〇九			
八五〇九・八〇	八五〇九・四〇		八五〇八・六〇	八五〇八・一九	
その他の機器	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）	その他のもの	その他のもの	もの）を有するものに限る。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H

八五・一一				八五・一〇
	八五二〇・三〇	八五二〇・二〇	八五二〇・一〇	
火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれ	脱毛器	バリカン	かみそり	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

八五二一・五〇	八五二一・四〇	八五二一・三〇	八五二一・二〇	八五二一・一〇	
その他の発電機	スターター及び始動充電発電機	ディストリビューター及びイグニッションコイル	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	点火プラグ	らの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直 流発電機及び交流発電機）及び開閉器
LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	

		八五・一二		
八五二二・二〇	八五二二・一〇		八五二一・八〇	
その他の照明用又は可視信号用の機器	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	その他の機器	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

八五・一四		八五・一三		
	八五二二・四〇		八五二二・三〇	
工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失によ	ランプ	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	音響信号機器
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八五・一五					
	八五一四・四〇	八五一四・三〇	八五一四・二〇	八五一四・一〇	
はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。））、レーザーその他の	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	その他の炉	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	抵抗加熱炉	り物質を加熱処理するものに限る。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

八五二五・二一		八五二五・一九	八五二五・二一		
全自動式又は半自動式のもの	金属用抵抗溶接機器	その他のもの	はんだごて及びはんだ付けガン	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。) 及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器
は、 LVC 四十パーセント又		は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH		

八五二五・八〇	八五二五・三九	八五二五・三一		八五二五・二九	
その他の機器	その他のもの	全自動式又は半自動式のもの	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）	その他のもの	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	C T S H

					八五・一六
八五一六・二九	八五一六・二二		八五一六・一〇		
その他のもの	蓄熱式ラジエーター	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手持ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH		

八五二六・四〇	八五二六・三三	八五二六・三二	八五二六・三一		
電気アイロン	手用ドライヤー	その他の調髪用機器	ヘアドライヤー	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		C T S H

八五二六・七九	八五二六・七二	八五二六・七一		八五二六・六〇	八五二六・五〇
その他のもの	トースター	コーヒーメーカー及びティーメーカー	その他の電熱機器	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	マイクロ波オーブン
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

			八五・一七	
八五二七・一一			八五二六・八〇	
コードレス送受話器付きの有線電話機	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。）	電熱用抵抗体	
は、 LVC四十パーセント又			は、 LVC四十パーセント又 CTSH	CTSH

八五二七・六一		八五二七・一八	八五二七・一二	
基地局	その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）	その他のもの	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	
は、 CTSH LVC四十パーセント又		は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又	CTSH

		八五・一八		
	八五二八・一〇		八五二七・六九	八五二七・六二
拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかな	マイクロホン及びそのスタンド	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	その他のもの	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八五二八・四〇	八五二八・三〇	八五二八・二九	八五二八・二二	八五二八・二一	
可聴周波増幅器	ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの	その他のもの	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	いかを問わない。）
は、 LVC 四十パーセント又	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	

			八五・二三		
八五二三・五二	八五二三・五一			八五二八・五〇	
スマートカード	不揮発性半導体記憶装置	半導体媒体	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	電気式音響増幅装置	
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTH（第八五・四二項 からの変更を除く。）			は、 LVC四十パーセント又 CTSH	CTSH

		八五・三〇		
八五三〇・八〇	八五三〇・一〇		八五二三・五九	
その他の機器	鉄道用又は軌道用の機器	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	その他のもの	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T H（第八五・四二項 からの変更を除く。） L V C 四十パーセント又	C T H（第八五・四二項 からの変更を除く。）

八五三二・二四	八五三二・二三	八五三二・二二	八五三二・二一		
セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	アルミニウム電解コンデンサー	タンタルコンデンサー	その他の固定式コンデンサー	に設計したもので、無効電力が〇・五キロボール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H

	八五・三三三			
八五三三三・一〇		八五三三二・三〇	八五三三二・二九	八五三三二・二五
固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンシヨメーターを含むものとし、電熱用抵抗器を除く。）	可変式又は半固定式のコンデンサー	その他のもの	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー
は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	八五三三・三九	八五三三・三一		八五三三・二九	八五三三・二一
	その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの	巻線形可変抵抗器（ポテンシヨメーターを含む。）	その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの
は、 C T S H	L V C 四十パーセント又	は、 C T S H		は、 C T S H	L V C 四十パーセント又

		八五・三九		八五・三六
	八五三九・一〇			八五三三・四〇
その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤	シールドビームランプ	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	その他の可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	八五三九・三一		八五三九・二九		八五三九・二二
	熱陰極蛍光放電管	放電管（紫外線ランプを除く。）	その他のもの	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもの で、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限 る。）	タングステンハロゲン電球
は、 C T S H	L V C 四十パーセント又		は、 C T S H	は、 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H

八五・四〇					
	八五三九・四九	八五三九・四一		八五三九・三九	八五三九・三二
熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、	その他のもの	アーク灯	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	その他のもの	水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八五四〇・四〇	八五四〇・二〇	八五四〇・一一	八五四〇・一一		
データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	白黒その他のモノクロームのもの	カラーのもの	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）	陰極線管及びテレビジョン用撮像管
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		

八五四〇・七二	八五四〇・七一		八五四〇・六〇	八五四〇・五〇
クライストロン	磁電管	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	その他の陰極線管	データ・グラフィックディスプレイ管（白黒その他のモノクロームのものに限る。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八五・四一				
	八五四〇・八九	八五四〇・八一		八五四〇・七九
素子 ダイオード、トランジスタその他これらに類する 半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池 （モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わ ない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶	その他のもの	受信管及び増幅管	その他の管	その他のもの
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又

八五四一・四〇	八五四一・三〇	八五四一・二九	八五四一・二二		八五四一・一〇
光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又は	サイリスタ、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	その他のもの	定格消費電力が一ワット未満のもの	トランジスタ（光電性トランジスタを除く。）	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）
LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH	は、 LVC四十パーセント又は CTSH		は、 LVC四十パーセント又は CTSH

		八五・四二			
八五四二・三一			八五四一・六〇	八五四一・五〇	
<p>プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）</p>	集積回路	集積回路	圧電結晶素子	その他の半導体デバイス	パネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード
<p>LV C 四十パーセント又は、 CTSH（第八五四二・三二号から第八五四二・三九号までの各号からの変更</p>			<p>は、 LV C 四十パーセント又は、 CTSH</p>	<p>は、 LV C 四十パーセント又は、 CTSH</p>	<p>CTSH</p>

八五四二・三九	八五四二・三三三	八五四二・三三二	
その他のもの	増幅器	記憶素子	
は、 LVC四十パーセント又 CTSH(第八五四二・ 三一号から第八五四二・三	は、 LVC四十パーセント又 CTSH(第八五四二・ 三一号、第八五四二・三二 号又は第八五四二・三九号 からの変更を除く。)	は、 LVC四十パーセント又 CTSH(第八五四二・ 三一号、第八五四二・三三 号又は第八五四二・三九号 からの変更を除く。)	を除く。)

				八五・四三	
八五四三・七〇	八五四三・三〇	八五四三・二〇	八五四三・一〇		
その他の機器	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	信号発生器	粒子加速器	電気機器（固有の機能を有するものに限るものと し、この類の他の項に該当するものを除く。）	
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		三号までの各号からの変更 を除く。）

		第八七類	第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）			
八七・〇三	八七・〇二				八五・四八	
					八五四八・一〇	
乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のもの	自動車 一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品		一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	
LVC四十パーセント	LVC四十パーセント			WO		CTSH

	八七・〇九	八七・〇七	八七・〇六	八七・〇五	八七・〇四
			八七〇六・〇〇		
	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	貨物自動車
	LVC四十パーセント	LVC四十パーセント	LVC四十パーセント	LVC四十パーセント	LVC四十パーセント
					のを除く。）

				八七・一〇	
			八七・一六	八七二〇・〇〇	
	八七二六・二〇	八七二六・一〇			
ラ 貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレー	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品	部分品
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		L V C 四十パーセント	

第八九類				
	八七二六・八〇	八七二六・四〇	八七二六・三九	八七二六・三一
船舶及び浮き構造物	その他の車両	その他のトレーラー及びセミトレーラー	その他のもの	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー
は、 C C L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

				第九〇類	第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分及び附属品（第九〇類から第九二類まで）
		九〇・〇三		九〇・〇一	
九〇〇三・一一					
プラスチック製のもの	フレーム	眼鏡のフレーム及びその部分品	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
LVC四十パーセント又				は、 LVC四十パーセント又 CC	

九〇・〇六			九〇・〇五		
	九〇〇五・八〇	九〇〇五・一〇		九〇〇三・一九	
写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせ	その他の機器	双眼鏡	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	その他の材料製のもの	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H

九〇〇六・五一		九〇〇六・四〇	九〇〇六・三〇	九〇〇六・一〇	
<p>一 眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）</p>	<p>その他の写真機</p>	<p>インスタントプリントカメラ</p>	<p>水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ</p>	<p>製版に使用する種類の写真機</p>	<p>ん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）</p>
<p>は、 C T S H L V C 四十パーセント又</p>		<p>は、 C T S H L V C 四十パーセント又</p>	<p>は、 C T S H L V C 四十パーセント又</p>	<p>は、 C T S H L V C 四十パーセント又</p>	

九〇〇六・六九	九〇〇六・六一		九〇〇六・五九	九〇〇六・五三	九〇〇六・五二
その他のもの	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	写真用のせん光器具及びせん光電球	その他のもの	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）
LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH		は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH	は、 LVC 四十パーセント又 CTSH

				九〇・〇七	
	九〇〇七・二〇	九〇〇七・一九	九〇〇七・一一		
	映写機	その他のもの	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	撮影機	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）
は、 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H		は、 C T S H

九〇・一〇					九〇・〇八
	九〇〇八・四〇	九〇〇八・三〇	九〇〇八・二〇	九〇〇八・一〇	
写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	その他の投影機	マイクロフィルム、マイクロフイツシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができなにかを問わない。）	スライド映写機	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

九〇・一一				
	九〇一〇・六〇	九〇一〇・五〇	九〇一〇・一〇	
光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	映写用又は投影用のスクリーン	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

九〇・一三		九〇・一二			
	九〇二二・一〇		九〇二一・八〇	九〇二一・二〇	九〇二一・一〇
液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回析機器	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回析機器	その他の顕微鏡	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	双眼実体顕微鏡
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	九〇・一四				
九〇一四・一〇		九〇一三・八〇	九〇一三・二〇	九〇一三・一〇	
羅針盤	羅針盤その他の航行用機器	その他の機器	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

		九〇・一五		
九〇一五・二〇	九〇一五・一〇		九〇一四・八〇	九〇一四・二〇
経緯儀及び視距儀	測距儀	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水利計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	その他の機器	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	九〇・一七			
九〇一七・一〇		九〇一五・八〇	九〇一五・四〇	九〇一五・三〇
写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	その他の機器	写真測量用機器	水準器
LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

	九〇・一八				
九〇一八・二〇		九〇一七・八〇	九〇一七・三〇	九〇一七・二〇	
紫外線又は赤外線を使用する機器	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	その他の機器	マイクロメーター、パス及びゲージ	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	わない。）
は、 LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 CTSH

九〇・二二二					
	九〇一八・三九	九〇一八・三二	九〇一八・三一		
エックス線、アルファ線、ベータ線及びガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものである	その他のもの	金属製の管針及び縫合用の針	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		C T S H

九〇二二・一四	九〇二二・一三	九〇二二・一二		
その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）	その他のもの（歯科用のものに限る。）	コンピュータ断層撮影装置	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	かないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		

九〇二二・三〇	九〇二二・二九	九〇二二・二一		九〇二二・一九
エックス線管	その他の用途に供するもの	医療用又は獣医用のもの	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	その他の用途に供するもの
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH

	九〇・二五		九〇・二四	
		九〇二四・八〇	九〇二四・一〇	
<p>球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品</p> <p>ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿度計</p>	その他の機器	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機 その他の材料試験機（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	
	C T S H	は、 L V C 四十パーセント又	は、 L V C 四十パーセント又 C T S H	C T S H

九〇・二六				
	九〇二五・八〇	九〇二五・一九	九〇二五・一一	
液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マンローター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	その他の機器	その他のもの	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

	九〇・二七			
		九〇二六・八〇	九〇二六・二〇	九〇二六・一〇
物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム	その他の機器		圧力の測定用又は検査用のもの	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

九〇二七・八〇	九〇二七・五〇	九〇二七・三〇	九〇二七・二〇	九〇二七・一〇
その他の機器	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	クロマトグラフ及び電気泳動装置	ガス又は煙の分析機器
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	九〇・二九				九〇・二八
		九〇二八・三〇	九〇二八・二〇	九〇二八・一〇	
積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ	電気用計器	液体用計器	ガス用計器	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		

		九〇・三〇		
九〇三〇・二〇	九〇三〇・一〇		九〇二九・二〇	九〇二九・一〇
オシロスコープ及びオシログラフ	電離放射線の測定用又は検出用の機器	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

九〇三〇・三九	九〇三〇・三三	九〇三〇・三二	九〇三〇・三一		
その他のもの（記録装置を有するもの）	その他のもの（記録装置を有しないもの）	マルチメーター（記録装置を有するもの）	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の その他の機器	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		C T S H

九〇・三二					
	九〇三〇・八九	九〇三〇・八四	九〇三〇・八二		九〇三〇・四〇
測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当す	その他のもの	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	その他の機器	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又

九〇三二・四九	九〇三二・四一		九〇三一・二〇	九〇三二・一〇	
その他のもの	半導体ウエハ―又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	その他の光学式機器	テストベンチ	釣合試験機	るものを除く。）及び輪郭投影機
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	

				九〇・三二一	
九〇三二一・八一		九〇三二一・二〇	九〇三二一・一〇		九〇三二一・八〇
液体式又は気体式のもの	その他の機器	マノスタット	サーモスタット	自動調整機器	その他の機器
は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又

				第九一類	
			九一・一一		
九一一・八〇	九一一・二〇	九一一・一〇			九〇三二・八九
その他のケース	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のみに限る。）	携帯用時計のケース及びその部分品	時計及びその部分品	その他のもの
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			は、 C T S H L V C 四十パーセント又

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）				
		九一・一三		九一・一二
	九一一三・九〇		九一二二・二〇	
	その他のもの 注釈 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品で、貴金属製若しくは 貴金属を張った金属製のもの又は卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）を除く。	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	ケース	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品
	CC		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	

				第九四類
			九四・〇一	
	九四〇一・二〇	九四〇一・一〇		
自動車に使用する種類の腰掛け	航空機に使用する種類の腰掛け	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又			

	九四〇一・五九	九四〇一・五一		九四〇一・四〇	九四〇一・三〇
その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	その他のもの	竹製又はとう製のもの	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）
	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

九四〇一・八〇	九四〇一・七九	九四〇一・七一		九四〇一・六九	九四〇一・六一
その他の腰掛け	その他のもの	アップホルスターのもの	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	その他のもの	アップホルスターのもの
LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH

		九四・〇三		九四・〇二	
九四〇三・二〇	九四〇三・一〇			九四〇一・九〇	
その他の金属製家具	事務所において使用する種類の金属製家具	その他の家具及びその部分品	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	部分品	
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又		は、 C C L V C 四十パーセント又	C C	は、 C T S H

九四〇三・七〇	九四〇三・六〇	九四〇三・五〇	九四〇三・四〇	九四〇三・三〇
プラスチック製家具	その他の木製家具	寝室において使用する種類の木製家具	台所において使用する種類の木製家具	事務所において使用する種類の木製家具
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

	九四・〇四		
		九四〇三・八一	
		九四〇三・八九	
<p>寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート</p>	<p>その他のもの</p>	<p>竹製又はとう製のもの</p>	<p>その他の材料（とう、オージヤ、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具</p>
	<p>は、 C T S H</p>	<p>は、 L V C 四十パーセント又 C T S H</p>	<p>は、 L V C 四十パーセント又 C T S H</p>

九四〇四・九〇	九四〇四・三〇	九四〇四・二九	九四〇四・二一		九四〇四・一〇
その他のもの	寝袋	その他の材料製のもの	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	マットレス	マットレスサポート
CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五	は、 LVC四十パーセント又 CC	CC	CC		は、 LVC四十パーセント又 CC

		九四・〇五	
	九四〇五・一〇		
ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）		
CTSH	LV C 四十パーセント又は、		三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項又 は第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項から の変更を除く。）（布団に 限る。） CTH（布団を除く。）

九四〇五・六〇	九四〇五・五〇	九四〇五・四〇	九四〇五・三〇	九四〇五・二〇
イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	非電気式のランプその他の照明器具	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ
は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又	は、 C T S H L V C 四十パーセント又

九六・〇六	九六・〇五	九六・〇四	九六・〇三	
	九六〇五・〇〇	九六〇四・〇〇		
ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	手ふるい	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラスクイージーを除く。）	及び硬化させてないゼラチンの製品
CC LV C 四十パーセント又は、	CC	CC LV C 四十パーセント又は、	CC LV C 四十パーセント又は、	

九六・〇八					九六・〇七
	九六〇七・二〇	九六〇七・一九	九六〇七・一一		
ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれら	部分品	その他のもの	卑金属製の務歯を取り付けたもの	スライドファスナー	スライドファスナー及びその部分品
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CC	は、 LVC四十パーセント又 CTSH	は、 LVC四十パーセント又 CTSH		

		九六・一三		九六・〇九
	九六一三・二〇		九六一三・一〇	
	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びびしんを除く。）	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テールラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク
は、 C T S H	L V C 四十パーセント又は、 C T S H	は、 L V C 四十パーセント又は、 C T S H		は、 L V C 四十パーセント又は、 C T S H

		九六一三・八〇	
		その他のライター	
		は、 LVC四十パーセント又 CTSH	

第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）

注釈1 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程について

は、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工

- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工、オパール加工
- (11) カレンダ仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工
- (14) 蒸じゅう、デカタイジニング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工

- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゆう
- (26) モアレ仕上げ
- (27) 透湿防水加工
- (28) はつ油加工
- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工
- (32) リラックス処理

- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工 (SG加工)
- (38) ソイルリリース加工 (SR加工)
- (39) ストレッチ加工
- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工
- (42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工 (W&W加工)
- (43) 吸水加工
- (44) 防水加工
- (45) はっ水加工

(46) ウエットデカタイジング

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

注釈2 第六一類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるCTCに基づく規則を満たさなければならぬ。